

議案第70号

幸手市長の給料の減額に関する条例の一部を改正する条例

幸手市長の給料の減額に関する条例（令和5年条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（給料月額の特例）

- 3 令和7年10月1日から同年12月31日までの間における本則の適用については、本則中「100分の30」とあるのは、「100分の40」とする。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。

令和7年9月1日提出

幸手市長 木村純夫

提 案 理 由

不適正な事務執行に対して管理監督責任がある市長の給料を減額したいので、この案を提出するものである。